

# 令和6年度【農林水産関係】 町支援事業一覧

- ※1 ここに掲載している事業は、町単独事業を主体に掲載しています。
- ※2 補助等は予算の範囲内での決定となりますので、事業を予定している方は事前に問い合わせてください。

## ■農業（担い手対策） お問合せ先・電話番号 岩泉町役場（代表）0194-22-2111

事業名称	事業内容	事業対象者	申請手続き	問合せ先
次世代就農者支援事業補助金【令和6年度拡充事業】	【農業後継型】農業後継者の早期の経営安定を支援するため、最長3年間、年間150万円（12万5千円/月）を補助します。 （主な要件） ○町内で専業の農業経営体から農業経営を継承し規模拡大を図ろうとすること。 ○補助金の交付期間終了後に引き続き5年以上町内に住所を有し、かつ農業に従事することが見込まれること。 ○就農開始の日において、満60歳未満であること。 ○継承予定農家の年間農業所得額が700万円以下であること。	農業後継者		農業振興室
	【新規就農型】新たに農業に従事する方の早期の経営安定を支援するため、最長3年間、年間150万円（12万5千円/月）を補助します。 （主な要件） ○認定新規就農者であること。 ○経営開始資金の交付を受けていないこと。 ○補助金の交付期間終了後に引き続き5年以上町内に住所を有し、かつ農業に従事することが見込まれること。 ○就農開始の日において、満60歳未満であること。 ○生計を同一とする全世帯員の年間農業所得額が350万円以下であること。	新規就農者		
就農準備資金・経営開始資金・経営発展支援事業【国事業】	新たに就農を目指す方の、就農前の研修を後押しする資金（就農準備資金）や新規就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始資金）を交付します。また、新たに経営を開始する認定新規就農者が必要な機械・施設等を導入する費用を補助します（経営発展支援事業）。 【就農準備資金】農業大学校等の研修期間等で研修を受ける就農希望者に、最長2年間、年間最大150万円を交付します。 【経営開始資金】経営開始直後の認定新規就農者に、最長3年間、年間最大150万円を交付します。 【経営発展支援事業】経営開始年に限り上限1,000万円（経営開始資金の交付対象者は上限500万円）を補助します（本人負担分は融資等を受けていることが条件となります）。	新規就農者	相談の上対応させていただきますので、お問合せください。	農業振興室
新規就農スタートアップ支援事業【県農業公社事業】	就農して5年以内の認定新規就農者又は認定農業者が、10万円以上の農業機械・施設（中古ハウスを除く）を取得する経費及び修理費、又は設置床面積1a以上の中古ハウスの移設費及び修理費の1/2以内を、50万円/人を上限に補助します。	新規就農者		農業振興室
担い手経営支援事業補助金	新たな作物の導入や既存の作物の栽培面積を拡大したうえで出荷や販売をした場合、新規導入や面積を拡大した分の種子及び苗の購入費の1/2以内の額を30万円を上限に補助します。（対象作物）宮古地方農業再生協議会が産地交付金の対象として定めるピーマン、ブロッコリー、わさび等の対象作物等	認定農業者などの中心経営体		農業振興室
農業者等研修受講補助金	営農に必要な知識、技術及び経営力等の習得を支援するため、岩手県内で開催される通算3日以上農業に関する研修受講料の1/2以内の額を上限2万円を上限に補助します。	農業者	随時相談受付	農業振興室

## ■農地活用保全対策

事業名称	事業内容	事業対象者	申請手続き	問合せ先
地域農業計画実践支援事業補助金【県事業】	地域農業及び集落等における園芸・畜産等の中心経営体の育成を支援する基盤整備に要する経費の2/3以内を、生産管理用機械及び生産施設整備に要する経費にあっては1/2以内の額を補助します。	中心経営体で組織する団体等	随時相談受付	農業振興室 畜産振興室
地域集積協力金【国事業】	地域の話し合いを通して、まとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、かつ、交付対象面積の1割以上を新しい担い手に集積した地域に、機構の活用率に応じて1万円～3万4千円/10aの協力金を交付します。	農地を農地中間管理機構に貸し付けた地域		農業振興室
中山間地域等直接支払交付金【国事業】	地域振興立法で指定された農業生産条件の不利な中山間地域等で、集落を単位に農用地を維持、管理していく協定を締結し、農業生産活動等を行う場合に、面積や取組の内容に応じて一定額を交付します。	協定を締結した基準を満たす農業者等		農業振興室
多面的機能支払交付金【国事業】	小本地域農地・水・環境保全組織が行う、農道や水路の維持・管理や更新等の費用を交付します。	小本地域農地・水・環境保全組織		農業振興室

## ■園芸・果樹（振興対策）

事業名称	事業内容	事業対象者	申請手続き	問合せ先
農業共済掛金助成事業補助金	農業用ハウスの園芸施設共済掛金に対して2/10の額を補助します。 1農家あたりの掛金1万円以上の場合が対象です。	岩手県農業共済組合	対象農家へ間接補助となります。	農業振興室
果樹経営支援対策事業補助金	果樹の生産性を高めるため、優良品種への改植、高接ぎ、新たに新植する経費に対して1/2以内の額を補助します。	果樹農家	年2回受付（月、2月）	農業振興室
畑わさび栽培林間活用促進事業	畑わさび生産者等が新たに林間を活用して畑わさび栽培を行う場合、初期の間伐及び作業路開設に係る経費の1/2以内の額を補助します。対象経費の上限は間伐で0.1ha当たり3万円、作業路開設で1m当たり1千5百円となります。補助額の上限は間伐で30万円、作業路開設で75万円を補助します。	わさび生産者、森林所有者、その他団体等	随時相談受付	林業水産室
畑わさび生産拡大支援事業補助金	圃場の土壌分析施肥設計に対する費用を支援。また、堆肥を圃場（山）まで運搬する分の輸送経費に対して1千5百円/tを補助します。	岩泉農業振興公社	畑わさび農家へ間接補助となります。	農業振興室
やまぶどう原料生産拡大事業補助金	原料の糖度に応じて、加工事業者の買い取り単価の増額へ補助します。 圃場の土壌分析施肥設計に対する費用及び堆肥購入経費の1/2以内の額を補助します。	岩泉ホールディングス、岩泉農業振興公社	栽培者へ間接補助となります。	農業振興室
野菜出荷輸送費補助金	野菜出荷輸送に要する総事業費を基本額とし、これに概15/100以内の額を補助します。対象となる品目は、野菜、果樹等の指定された品目となります。	JA新しいわて	対象者へ間接補助となります。	農業振興室

## ■畜産（振興対策）

事業名称	事業内容	事業対象者	申請手続き	問合せ先
乳用牛群総合改良推進事業補助金	乳用牛群の検定事業に対して経費の一部を補助します。 ※県事業「乳用牛改良増殖対策事業補助金」でも支援しています。	JA新しいわて	検定農家へ間接補助となります。	畜産振興室
乳用牛貸付	高資質牛の整備及び改良増殖の促進を行う酪農家に、雌牛を貸し付けます。	酪農家	随時相談受付	畜産振興室

## ■畜産（振興対策） つづき

事業名称	事業内容	事業対象者	申請手続き	問合せ先
日本短角種放牧頭数維持支援事業補助金【令和6年度拡充事業】	家畜導入事業：家畜市場から繁殖用雌牛を導入した場合、導入経費の1/2以内の額を15万円を上限として補助します。 ※黒毛和種については国事業（畜産クラスター増頭奨励金事業）をご案内しています。	町肉用牛生産団体連絡協議会	農家へ間接補助となります。	畜産振興室
	保留事業：雌子牛を自家保留した場合、1頭当り5万円を補助します。	町肉用牛生産団体連絡協議会		
	黒毛和種受精卵移植事業：雌牛に黒毛和種受精卵を移植する場合、1回当たり3万円を補助します。			
家畜飼養資材価格高騰対策支援事業（草地更新等支援分）【新規事業】	農地を活用して牧草を作付けする場合及び既存の草地を更新する場合、次の経費を助成する。 対象経費 種子、肥料、土壌改良材、除草剤 補助率 定額、1ヘクタール当たり27万8千円を上限	畜産酪農家	随時相談受付	畜産振興室
日本短角種肥育素牛導入資金貸付	日本短角種の肥育素牛を導入する場合の費用について、50万円を上限に導入資金を貸し付けます。	短角牛肥育農家	随時相談受付	畜産振興室
畜産労働負担軽減事業	畜産クラスター事業を活用して、酪農・肉用牛農家の労働力負担の軽減と生産性向上に資する機械装置及び施設整備をした場合、事業経費の1/10以内の額を補助します。	畜産酪農家	計画前に予めご相談ください。	畜産振興室
肉用牛肥育経営安定対策事業補助金	国で制度化している当該事業の生産者積立金の一部について、肥育牛1頭あたり2千円を上限に補助します。	指定団体等	農家へ間接補助となります。	畜産振興室
肉豚経営安定対策事業補助金	国で制度化している当該事業の基金造成に要する経費の1/8以内の額を補助します。	指定団体等	同上	畜産振興室

## ■林業（担い手・振興対策）

事業名称	事業内容	事業対象者	申請手続き	問合せ先
林業・木材産業雇用安定対策支援事業補助	新たに作業従事者を雇用した場合、事業体2万円/月、新規作業従事者4万円/月の奨励金 作業員安全衛生用品購入に対して1/2以内（5万円/人上限） 資格取得に係る受講等の費用に対して1/2以内（6万円/人上限）の額を補助します。	事業体、新規作業従事者	相談の上対応させていただきますので、お問合せください。	林業水産室
高性能林業機械化促進事業補助	高性能林業機械のリース料又は購入による経費に対して1/3以内の額を補助します。	事業体	随時、相談の上受付します。	林業水産室
森林災害保険加入促進事業補助	森林災害保険加入する場合の掛金に対して、2/10の額を補助します。	森林組合	林家へ間接補助となります。	林業水産室
森林づくり事業補助	造林、間伐、作業路開設に対して定額を補助します。 ※複数の森林所有者にまたがる森林に作業路開設する場合は補助率を3/4（通常1/2）に拡充しています。	森林組合、協業体、森林所有者		林業水産室
町産材利用拡大事業補助	住宅や農林水産施設、店舗、会社の事務所等の新築、リフォーム、外構工事をする場合、町産材の購入金額（税抜き）に対して1/3を補助します。新築は上限300万円、リフォーム、外構工事は上限100万円です。	建築主	相談の上対応させていただきますので、お問合せください。	林業水産室
ナラ枯れ対策事業補助	ナラ枯れの発生している地点から半径30km以内の範囲にある6齢級以上の広葉樹を更新伐した場合、チップ工場までの輸送費に対して1千円/m <sup>3</sup> を補助します。 ※県事業も別にありますので問い合わせください。	森林所有者 森林組合 素材生産業者		林業水産室
しいたけ主産地形成促進事業補助	当該年度に50m <sup>2</sup> 以上のホダ木の造成を行う場合、その植菌に要する経費に対して3/10以内を補助します。	生産組合	生産組合を通じてご案内します。	林業水産室

## ■獣害対策関係

事業名称	事業内容	事業対象者	申請手続き	問合せ先
農作物被害防止対策事業補助金	獣害被害を防止するため、農畜産物を販売している農家が、電気柵や侵入防止網を整備する場合の経費に対して補助します。 電気柵は事業費の2/3以内、侵入防止網は2/3以内（わさび・果樹については3/4以内）の額を補助します。 ※JA新いわてから農業者への間接補助となります。	JA新いわて（岩泉担当課）	6月3日まで申込受付となります。	農業振興室
有害鳥獣捕獲報酬【令和6年度見直し】	ツキノワグマの有害捕獲の従事に対して1日1回あたり2千円（捕殺対応した日は1万円）を支給します。	鳥獣被害防止対策実施隊員		林業水産室
有害鳥獣捕獲等報償	・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲1頭あたり1万6千円を支給します。 ※町独自に8千円を嵩上げしています。 ・カワウの有害捕獲1羽あたり8千円を支給します。	鳥獣被害防止対策実施隊員		林業水産室
有害鳥獣等捕獲支援補助金	・わな免許及び銃器免許の取得に係る経費に対して支援。わな免許9千円/人、銃器一種6万5千円/人、ライフル6万8千7百円/人を補助します。 ・ツキノワグマ捕獲に必要な銃弾及び餌等の経費に対して補助します。	岩泉猟友会	随時相談受付	林業水産室

## ■水産業（担い手・振興対策）

事業名称	事業内容	事業対象者	申請手続き	問合せ先
淡水魚増殖事業補助金	河川漁業協同組合が行う稚魚放流経費に対して補助します。	河川漁協協同組合		林業水産室
安家地域内水面活性化支援事業補助金	安家川漁業業同組合が特別に行う淡水魚の種苗放流経費に対して補助します。	安家川漁業協同組合		林業水産室
水産多面的機能発揮対策事業負担金【国事業】	小本川の環境を守る会が行う環境・生態系の維持・回復などの経費を交付します。	小本川の環境を守る会		林業水産課
新規漁業就業者支援事業補助金	新たに漁業に従事する人の早期経営安定を図るため、就業から3年以内の期間で、150万円/年を補助します。（主な要件） ○満50歳以下で、6月以上漁業就業に向け準備している人。 ○生計を同一とする全世帯員の年間漁業所得額が350万円以下であること。 また、新規就業者に対し1月あたり15日以上指導を行う者に対して、3万円/月を補助します。	新規就業者	随時、相談の上受付します。	林業水産室
漁業共済加入促進事業補助金	漁獲（あわび、定置）・養殖（わかめ、昆布）・施設（わかめ、昆布、定置）共済への加入に要する掛金の2/10の額を補助します。	小本浜漁業協同組合	漁業者への間接補助となります。	林業水産室
漁船保険加入促進事業補助金	漁船保険の加入に要する掛金の2/10の額を補助します。			林業水産室
水産業総合支援事業補助金【令和6年度事業組替え】	【漁場再生磯焼け対策事業】 ウニの移植及び蓄養試験、藻場造成の試験等の実施に対して補助します。			林業水産室
	【栽培漁業種苗放流事業】 ナマコの種苗放流事業の実施に対して補助します。			林業水産室
	【サケ種苗放流緊急対策事業】 サケの種苗放流事業の実施に対して補助します。			林業水産室